

青葉カヌークラブ規約

平成 25 年 9 月 1 日制定

平成 25 年 9 月 1 日施行

(名称)

第一条 この会は「青葉カヌークラブ」と称し、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(目的)

第二条 この会の目的は青少年を対象にカヌーの楽しさ、基本技術を習得することに留まらず、健全な精神と身体を育成し会員相互の親睦を深める。又マリンスポーツを通じて環境問題等にも積極的に取り組む事を目的とする。

(活動)

第三条 本会は、目的達成のためカヌーの練習および大会等への参加を行う。

但し、保護者同伴を基本とする。

(組織)

第四条 原則として、青葉小学校の児童および青葉中学校の生徒とその保護者で構成する。

(運営)

第五条 指導者・クラブ代表の支援を受けて保護者全員がクラブの運営をおこなう。

(役員を選出および任期)

第六条 本クラブは保護者代表、会計、監査役を役員とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(1) 欠員のため選任された役員の任期は、その前任者の残任期期間とする。

(2) 任期満了または、辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで役員の任務を行う。

(総会)

第七条 総会は、保護者の過半数による出席および委任状の提出をもって成立する。議決事項に関しては、その過半数の賛成をもって議決される。

(クラブ費)

第八条 会員1人につき、月500円を徴収する。尚必要に応じて活動補助費を徴収する。1か月以上休部の場合、原則クラブ費の半分を納入する。

(経費)

第九条 役員会が認めた経費については、クラブ費をこれにあてる。

(用具の購入および管理)

第十条 共同用具および消耗品の購入については、クラブ費をあてる。

(保険)

第十一条 会員は、スポーツ障害保険と契約し保険料は個人負担とする。

(活動中の事故に関する免責)

第十二条 指導者・会員および保護者は、活動中の事故防止に関して十分な注意を払うべき義務を有するが、事故に関しては、保険以外の責を問われないものとする。

(入部・退部)

第十三条 入退部の際は、入退部届を代表者（役員）に提出しなければならない。

(会計年度)

第十四条 会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

(規約改正)

第十五条 規約改正は、第七条の規定に従い行うことができる。